令和3年度 第2回会津若松市廃棄物処理運営審議会 会議要旨

- 1 日 時 令和4年1月28日(金) 午後2時~
- 2 場 所 廃棄物対策課管理庁舎 2階大会議室
- 3 出席者
 - (1)委員 平澤賢一会長、小林雄治副会長、小野恭雪委員、鈴木利昭委員、 船窪好晴委員、佐藤洋一委員、白井彌栄子委員、加藤光子委員、 吉田秀一委員、佐藤俊弥委員
 - (2) 事務局 市民部長、廃棄物対策課長、廃棄物対策課員5名

(次第)

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 会津若松市災害廃棄物処理計画について
 - (2) その他
- 3 閉 会
- ■開会(進行:事務局員)

■議事

- ・委員の半数以上が出席していることから、審議会条例第6条第2項に基づき、会議 が成立していることを報告。(委員10名中10名出席)
- ・会議と会議録については、原則どおり公開とする。
- (1) 会津若松市災害廃棄物処理計画について (議長:平澤会長)
 - 資料に基づき、事務局(廃棄物対策課長)が説明を行い、質疑応答を行った。
 - ・質疑応答の内容

【A委員】

資料その他2「会津若松市防災会議条例」を分かりやすく図に示したのが、資料その他1「災害時庁内組織体系図等」か。

【事務局】

「会津若松市防災会議条例」は市地域防災計画を審査する組織の規定を表したものであり、「災害時庁内組織体系図」は、別に庁内で定める要綱に基づく組織体系であり、独立している。

【A委員】

「災害時庁内組織体系図」と、資料1「会津若松市災害廃棄物処理計画(改定案)」の図1.1庁内組織体制図(P24)に、応急復旧班の中に災害廃棄物対策室がある。廃棄物

対策課が、災害時には、災害廃棄物対策室に所属して、仕事をすると理解していたが、間違いないか。

【事務局】

通常の場合では、廃棄物対策課は、応急復旧班の中で業務を行う。災害廃棄物処理計画の庁内組織体制図の※1で「災害が大規模で、多大な災害廃棄物処理が予想される場合」に、この応急復旧班の下に、廃棄物対策課が中心となり、災害廃棄物対策室を設けて動くことになる。

【A委員】

災害廃棄物処理計画の図 2.1「災害廃棄物対策室」における各担当の業務概要(P25) に、 担当名と業務概要が示されている。このような区分けで、廃棄物対策課の組織は出来 ているのか。

誰がどこに所属するのか、誰が何を担当するのか、細かく作っておかないと、応急対 策ができないと思う。

【事務局】

意見ということで承う。

災害廃棄物対策室には、我々廃棄物対策課のみではなく、各部署からの応援も含め、 人が配置されることになる。対策室の中で、役割をそれぞれ割り振ることになる。

【A委員】

前回も申し上げたが、組織、担当を作り、その部署部署で何を行うか、係を決めて、机上演習、実地訓練を行わないと、災害発生時に動けない。

また、発災時、大変な損害が生じ、家庭電話が通じなくなると、携帯電話連絡網、番号確認簿などを作っておかないと動けなくなる。

細かく作るのは大変だが、重大な損害を被った場合、市民の生活が脅かされることになる。市には最大限の努力をお願いしたい。

【事務局】

実地訓練については、答申案にも記載した初動対応手順書に、具体的な内容を含めることとしている。発災時の時系列の対応例なども含める予定だが、詳細は次年度に検討する。

次に、発災時の連絡体系網については、日々の地域防災計画に基づく訓練で、年1回、メールを使い、市のあいべあというシステムで、連絡網の確認作業を毎年、実地訓練という形で実施している。

なお、この計画に基づく別の訓練を、初期対応手順書で示していきたい。

【A委員】

10年ほど前に「会津若松市災害廃棄物処理計画」を作成し、今、その改定を審議している。この間の10年は初動対応手順書や組織体制なしにやってきたのか。

【事務局】

これまでの10年間については、地域防災計画の中に位置付けられている災害廃棄物 処理に関する内容に基づき、業務を行ってきた。

東日本大震災以降、様々な制度が作られ、それらの手順やマニュアル等に基づき、内容を把握し、実際の対応はこれに準じて行っている。

今回、より明確に、機敏な行動ができることを目的に、より具体的な中身で分かりやすく体系化を図るよう改定する。

【A委員】

今回の計画については、答申の附帯意見の最初の項目で、私が要望したことは記載されているので、各位やっていただければ、素晴らしいものができると思う。

【B委員】

市全体で災害が起きたときは、資料その他の2で配付頂いた「会津若松市防災会議条例」で示すところで担当している。今回、私どもの会議では、災害廃棄物処理に関わるものについて審議しているということですね。

【事務局】

防災会議条例は、所掌事務に記載してあるとおり、計画の策定、また防災に関する様々な重要事項について、関係機関が集まり協議を行うという形ですので、計画策定や調整が中心となり、具体的な活動は、それぞれでの組織での対応になると思う。 防災会議は、審議会と同様、審議して調整するような役割が強い会議とご理解いただければと思う。

【C委員】

災害が発生した際の、市民に配布するマニュアルや、ごみの仮置場と言った説明が あったと思うが、マニュアルの完成はいつ頃になるのか。

【事務局】

市民等に向けてのマニュアルは、予定では、上半期で大体の内容を取りまとめ、下半期で各地区に説明を行いたいと考えている。来年度後半に、作成しながら、いろいろな形でお示ししたい。

【C委員】

ごみを出すときに、仮置場には自分で持っていくという話があったが、よく考えると、トラックを持ってない方々には結構大変だし、緊急時は、業者も来てもらえないこともあると思う。

他の市町村では市民がやっているから、会津若松市もこれにならうということではなく、市独自の市民に対するサービス向上で、細かい、柔軟な考え方をしていただける とありがたい。

【事務局】

実際に発災した場合には、多分、そういった心配事が出てくるものと我々も認識している。これらの方々が、大量に発生するごみについて、いろいろな知識が伝わらない部分もある。それぞれの状況によって、自分が求めたいサービスが変わってくることも予想される。地区の方々、地区の特性があり、地域で説明の際、皆様からの意見を聞き、対応方法を一つの形に固定せず、様々な対応を図れるよう考えていかなければならない。

実際に考えると、一町内会で500近い世帯があるところもあれば、10世帯しかない町内会もある。また、市街地だったり、山間部だったり、世帯の年齢構成等様々な違いがあるので、皆さんの話をできるだけ聞きながら、パターンを多く作るよう対応していく。

【B委員】

答申と附帯意見で、文体が異なるが、これはこういったものか。

【事務局】

答申案の作りについては、柱書きはですます調、附帯意見は体言止め的な形態が、一般的な形として使われている。

【D委員】

県が災害廃棄物処理計画を去年3月に制定した。去年12月の県議会では、県内59市町村は計画策定をいつまで行うのかという質問に、令和7年度末までには実施したいという話があった。

会津若松市は、県の制定後、1年で計画を策定するので、進んでいると思う。

先進自治体の策定事例の提供などいろいろな意見が出てましたが、良いことは取り入れていただき、先ほど事務局から説明があったが、見直しできることは見直ししながらやっていただきたい。

【事務局】

我々がこれから作る初動対応手順書については、ここ最近、2年程度で、どんどん内容を改定するように国から示されており、より具体的に対応できるようなひな型やマニュアル等が出されている。

随時、計画本編や初動対応手順書については、速やかに対応し、バージョンアップしていくイメージで対応していきたい。

【E委員】

前回の会議は、途中で退席したため、議事録を確認した。

皆さんの意見は、計画内容の修正というものではなく、むしろ、災害が実際にあった 時に、廃棄物の処理を具体的にどうするのかということをきちんとして欲しいという ことだと思った。

そして、その内容は、附帯意見に示されていると思う。

私も、最初に出した意見では、「住民の方が最初に出すごみ、仮置場をきちんと位置付けるべき。住民との協働を考えたならば、一次、二次仮置場ももちろん大事だが、その前の最初のごみを、どういうふうに出せて、どうやって処分するかといったところに、光を当てるべき」ということを申し上げた。

その内容について、答申書案には、市民仮置場等の記載があり、これで良いと思う。 あえて、一つだけ追加するならば、「手順書をより良い、具体的なもの、実効性のあ るものにしていくため、決まったものを毎年ずっと使っていくのではなく、適宜改正 して、より現実的なものに変えていく」という説明が事務局からあったが、それを附 帯意見の中に入れたらどうか。

手順書で位置づけ、不断の取組とする。さらに、随時、実体に即した手順書に努めて 参ります。といったニュアンスの文言を入れれば、魂の入った計画になるのではない か。

【議長】

附帯意見の一つ目の文章に、行を加えるというよりも、三つ目として加えた方が良いか。

【事務局】

この意向については、一つ目の文章の「手順書への位置付け等により」の部分に、一 部語句を加える形かと考えている。このあたりは考えたいと思う。

【議長】

意見が出尽くしたようなので、確認します。

災害廃棄物処理計画(改定案)について、原案どおりでよいか。

【一同】

異議なし

【議長】

答申案については、一部加筆修正があるが、それ以外のところは原案でよいか。

【一同】

異議なし

【議長】

ありがとうございます。

では、事務局からこれからの進め方について説明を。

【事務局】

初動対応手順書に、改定を含めた、より良いもの、常に整備していくという趣旨を加えることとして、修正をしたいと考えている。

後日、事務局から修正を含めた答申書の写しをお送りするので、確認いただきたい。

また改定内容については、事務局と会長、副会長で確認を行い、進めさせていただく。 まとまった答申書は、市長への答申という形で、手渡しということになるが、慣例に より、会長と副会長に代表して、行っていただきたいと思う。

【一同】

異議なし

【議長】

それでは、私と小林副会長が代表し、市長へ答申書を手交します。日程はどうか。

【事務局】

日程は、順調にいけば、議会が始まる2月16日までに、市長に答申を行いたい。

(2) その他

・なし

■閉会(事務局員)